

## ○第2期竹田市地域公共交通計画策定調査業務仕様書

### 1 業務の名称

令和8年度 第2期竹田市地域公共交通計画策定調査業務

### 2 委託業務の目的

現在、竹田市内を運行する公共交通は、路線バスが4路線、コミュニティバスが8路線、予約型乗合タクシー6区域運行しており、タクシー会社2社が乗合事業を展開している。これらは市民の日常生活に欠かせない移動手段となっている。

しかしながら、少子高齢化や自家用車利用が増えたことにより、利用者が低迷し、減便や廃線が進み、その結果更に利用者が減少するという負のスパイラルに陥っている。また交通維持のための財政負担は年々増加傾向にある。

令和4年3月には「竹田市地域公共交通計画（以下、「交通計画」）」を策定し、令和9年9月を期限として、地域公共交通の維持のため様々な施策を展開してきたところである。次期交通計画の策定に向けて、当市の公共交通、市民の移動手段に関する現状と課題を明らかにし、今後の竹田市の公共交通の在り方を整理・明示し、施策を展開していくために竹田市地域公共交通計画の改定に取り組む。

本業務は、次期交通計画の策定に向けた調査業務である。地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、公共交通に係る現状と今後の課題を詳細に整理するとともに、市の実態に合った持続可能な地域公共交通のあり方を示した上で、今後実施すべき施策等の検討を進めることを目的として実施する。

### 3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月19日（金）まで

### 4 委託業務の内容

本業務の全体スケジュール及び全体構成案については下記（1）～（7）を通して委託者と協議の上決定することとする。

#### （1） 地域情勢の変化の分析

現行計画策定以降の人口動向や社会・経済動向の変化など、地域特性を把握・整理すること。（市が策定する他の計画等の活用を可能とする）

#### （2） 移動ニーズの把握調査

住民アンケート調査等により、住民の移動実態、手段の把握と、潜在的な需要の掘り起こしに向けた公共交通に対するニーズを調査し、地域全体の移動需要を整理する（主観的データに基づく調査）。なお、住民アンケートは1,000部程度を予定。整理にあたっては、市の他部署等が実施したアンケートにより把握した移動に関する回答結果も併せて活用すること。

また、オープンデータ（人流データ）の活用による住民移動量や観光客の来訪実態の把握し、分析を行う（客観的データに基づく調査）。データの購入の必要がある場合は提案金額内の購入可能な範囲で受注者が行う。

また、交通空白地となっているエリアについて、地区ごとの需要や移動実態を把握・分析する。

#### （3） 公共交通利用実態の把握

受託者は、本市における地域公共交通の現状及び地域特性を把握し、持続可能な公共交

通網形成に向けた基礎資料を整理するものとする。既存公共交通である、路線バス、コミュニティバスについて、委託者及び交通事業者が保有する既存の運行・利用実績データ等を活用して、利用実態の集計・分析を行う。具体的には路線別、便別、曜日別利用特性、バス停別利用者数等の把握・分析を行う。

(4) 輸送資源のフル活用に向けた調査・検討

スクールバスや福祉車両の一般混乗、車両の有効活用の検討に向け、各車両の稼働状況、空席情報、運行ルートの重複区間等を把握・整理する。

把握にあたっては、委託者及び関係部局が保有する既存資料等(運行計画、運行日報等)を活用し、新たな調査表の作成は不足項目に限る。

(5) 事業者ヒアリング調査

公共交通事業者(バス、タクシー)に対するヒアリング調査を実施し、将来的な公共交通継続意向や、事業継続上の課題を把握する。(1社につき2回程度を予定)

(6) 現行計画の評価・分析

現行計画における指標、実施事業等の実施状況の評価、施策実施による公共交通利用状況の変化の評価・分析を行う。このうち、各事業の実施有無等の実績整理は委託者が行い、受注者は委託者が整理した実績を踏まえ、KPIの達成状況の評価・分析を行う。

(7) 次期地域公共交通計画案のとりまとめ

現況調査及び住民ニーズ把握調査、事業者ヒアリング等の各種調査の結果を踏まえ、市の地域公共交通の問題点・課題の整理を行い、目指すべき公共交通のあり方についての基本方針をまとめる。公共交通網形成に向けた基本方針・目標の設定、目標を達成するために実施する事業の立案、計画の達成状況を評価するための指標の設定、スケジュール等を取りまとめる。

① 公共交通の問題点・課題の整理

現状把握の結果を踏まえて、地域交通の課題の洗い出しを行う。

② 基本方針・目標の設定

市の上位・関連計画、現行の市地域公共交通計画等を踏まえて、長期的かつ持続可能な市域全体の地域交通が目指す姿(基本方針・目標)をとりまとめる。

③ 目標を達成するために実施する事業の立案

市域全体の目指す姿を実現するための施策を設定する。

④ 計画の達成状況を評価するための指標の設定

施策の実現性や既存事業の進捗状況、財源、政策方針等を考慮して成果指標(KPI)を整理する。目標値の設定にあたっては、データの取得等の継続的な必要となる点に留意し、短期(数か月～1年単位)、中長期(1年～計画期間内)別に、施策の実施結果についての数値目標、施策による効果についての数値目標を検討すること。

また、成果指標(KPI)の設定にあたっては、最新のデータで現況値及び目標値の試算を行うこと。

⑤ 計画書(案)の作成

上記①～④までを基に、計画案を取りまとめ、委託者の求めに応じて必要な助言や資料の提供を行う。とりまとめにあたっては、国土交通省が公表している地域公共交通計画の「アップデートガイダンス ver1.0」の内容を踏まえ、下記の点に留意する。

- モビリティデータの利活用
- シンプルで一貫性のある構成とし、市民にわかりやすい平易な表現とする
- 図、表、グラフ、イラスト等を用いてわかりやすく整理する
- 計画本体は30ページ程度とし、地域の現状等の詳細なデータについては参考資料とする
- ガイダンスで提示されている KPI の設定
- 具体的な PDCA スケジュールの設定
- 「地域公共交通活性化再生法」に基づく法定計画としての要件を満たすよう、補助制度との連動化など制度面でのチェック

## 5 成果品

成果品は以下を想定する。

No	項目	規格等	数量
1	地域公共交通計画全体版 (デザインレイアウト含む)	PDF/WORD 形式	3部
2	地域公共交通計画概要版 (デザインレイアウト含む)	PDF/WORD 形式	3部
3	調査報告書原稿	PDF/WORD 形式	3部
4	調査報告書	PDF/WORD 形式	3部
5	上記電子データ	DVD-ROM 形式	1枚
6	本業務により収集・作成した全てのデータ	DVD-ROM 形式	1枚

## 6 その他業務実施上の条件

- (1) 受託者は、契約締結後に業務実施計画書（任意様式）を提出し、業務の進め方について委託者と協議するものとする。
- (2) 業務の実施にあたっては、委託者と十分協議のうえ、その指示及び監督を受けること。
- (3) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、また自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (4) 仕様書に定めのない事項については、委託者と協議のうえ決定するものとする。
- (5) 打合せ協議は業務着手時と納品時に主任技術者が出席するものとするほか、中間時の打合せ協議を3回程度実施とし、オンライン会議を併用できる。協議内容については適宜記録し、記録簿としてまとめる。なお、業務の遂行上で必要が生じた場合は、打合せ協議を行うものとする。また、電話、メール等にて迅速かつ確実な連絡体制をとるとともに、発注者から派遣要請があった場合には、2日以内に担当者を派遣すること。
- (6) 企画提案等の内容について、発注者と委託候補者との協議により、修正できるものとする。
- (7) 事業の工程を明らかにしたスケジュールを作成すること。なお、校正・確認には十分

な時間を確保すること。

- (8) 本業務に使用する映像、イラスト、写真等の中で第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権とその他権利に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- (9) 本委託業務にかかる一切の経費は、全て当初の契約金額に含むものとする。
- (10) 委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。
- (11) 委託業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守すること。
- (12) 本業務の遂行にあたり疑義が生じた場合は、受注者と発注者で十分協議すること。

## 7 参考資料

本業務の遂行にあたっては、本仕様書及び共通仕様書のほか、次に例示する地域交通計画策定に関する資料、情報リソース及び市内の関係計画について適宜参考とすること。

- (1) 竹田市地域公共交通計画
- (2) 第2次竹田市総合計画
- (3) 第3期竹田市地方創生総合戦略
- (4) 竹田市都市計画マスタープラン
- (5) 竹田市立地適正化計画